

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2011. 4.10発行〈通巻第411号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ぼんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 日本通運、ニチアスを断罪  
元王寺工場駐在員吉崎忠司氏の中皮腫死亡…………… 2
- 診断から9度目の春、勝訴判決までの道のり 吉崎和美…………… 7
- 連載 それぞれのアスベスト禍 その13 古川和子…………… 9
- アスベスト報道ダイジェスト 2011年3月……………11
- 韓国からのニュース……………12
- 前線から……………16  
はつりじん肺損害賠償訴訟 第7回弁論期日 大阪/  
外国人労働者なんでも電話相談開催 連合大阪 大阪

3月の新聞記事から/18  
表紙/吉崎訴訟判決後 右から4人目から原告和美さん、真由美さん  
普門(右端)位田(左端)弁護士

# 日本通運、ニチアスを断罪

## 元王寺工場駐在員吉崎忠司氏の中皮腫死亡 賠償責任を認定 大阪地裁判決

日本通運社員で、奈良県王寺町にあるニチアス(旧日本アスベスト)王寺工場に駐在員として荷役業務に従事し、退職後、中皮腫で死亡した吉崎忠司さんのご遺族(妻、子供2名)が、両社に対して4678万円の損害賠償をもとめた訴訟の判決が3月30日、大阪地裁であった。

田中敦裁判長は両社が「石綿の飛散防止措置や安全教育を怠った」などとして合計2620万円の支払を命ずる原告勝訴の判決を言い渡した。

直接の雇用者ではないニチアスの責任まで明確に認めた点で画期的であり、社会常識に極めてかなった判決となった。

判決には、これまで訴訟を支援してきた中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の各支部をはじめ、日通・クボタ訴訟の原告、日通や日通労組と闘う方々、全造船ニチアス・関連企業退職者分会、泉南アスベスト国賠訴訟の原告と市民の会など傍聴席に入りきれない人が駆けつけた。

忠司さんの中皮腫発症から提訴まで、そして勝訴判決までの道のりは苦闘の連続だった。

この訴訟を闘い抜いたご遺族、弁護団に改めて大きな拍手を送りたい。

### 駐在業務2年2ヶ月

忠司さんは1956年4月から日通に雇用され、1957年2月からは正社員となり、1997年9月に定年退職した、いわゆる日通マンだった。

2001年12月に住民健診で胸に水がたまっているのがみつきり(胸水)、2002年4月に悪性胸膜中皮腫と診断され、2005年2月18日に死亡、67歳だった。

2003年12月に葛城労基署に労災請求、2004年10月に支給決定を受けた。

原因は、忠司さんがニチアス王寺工場に搬入される原料石綿と出荷される石綿製品の荷役業務にたずさわったことにあった。

石綿粉じんの舞う倉庫、工場敷地とその周辺で働いたために石綿にさらされた。その駐在期間は1969年7月1日から1971年8月31日、つまり、長い日通勤務のうちのほんの2年2ヶ月だったが、そのための中皮腫発症は忠司さんにとっては痛恨の極み

だったのではないだろうか。

## 王寺工場の惨状

最終石綿曝露職場がニチアス王寺工場だとして、2009年度末までに労災認定されたとされる石綿関連疾病件数は次のとおり。(厚生労働省発表 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/ichiran/081217-1.html>)

### ■労災保険法によるもの（通常の労災認定）

肺がん	36
中皮腫	19
良性石綿胸水	1

### ■石綿新法によるもの（いわゆる時効救済。すべて死亡事案）

肺がん	5
中皮腫	4
石綿肺	2

合計67件。

ただし、これには、労災保険法による石綿によるじん肺＝石綿肺および合併症によるものが含まれない。

厚生労働省が発表していないためだが、その数は、肺がんや中皮腫をはるかに上回るとみられる。

王寺工場の石綿被害は目を覆うばかりだ。

ニチアスには、王寺工場のほか、岐阜の羽島工場、横浜の鶴見工場、静岡の袋井工場がある。そして斑鳩町の竜田工業などの子会社、関連会社、吹き付け工事などによる被災

者を加えると、膨大な石綿被害が確認される。

さらに、王寺工場などの周辺住民まで多くの被害者を出している。

忠司さんは、そんなところに「2年2ヶ月」も勤務したのだった。

## 安全配慮義務

判決は、忠司さんが従事した業務と中皮腫発症の因果関係を認めた上で、次のように被告ら（日通とニチアス）が「安全配慮義務等」を負うことを認めた。

「亡忠司は、被告日通の従業員であるから、同被告は、亡忠司との雇用契約の付随義務として信義則上、その生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務又はそのような社会的関係に基づく信義則上の注意義務（以下、債務不履行責任における安全配慮義務と不法行為における注意義務を合わせて「安全配慮義務等」という。）を負うものである。」

「被告ニチアスが、亡忠司と直接の雇用契約があるものではないことは、争いがない。

しかしながら、本件認定事実によれば、被告日通と被告ニチアスとの間には、以下の関係が存することが認められる。すなわち、①本件支店を統括する奈良支店（筆者注 日通）と王寺工場との間で、石綿原料や石綿製品の運送契約が締結されていたこと、②被告日通は同契約に基づき、亡忠司を含めた同被告の従業員を被告ニチアスが扱う石綿原料や石綿製品の運搬に当たらせていたこと、③石綿原料の積みおろし作業や、石綿

製品の積み込み作業は、王寺工場内で行われ、これらについては、倉庫係を始めとする被告ニチアスの従業員が管理していたこと、④亡忠司は、王寺工場内の倉庫内に常駐し、被告日通の業務のうち、被告ニチアスに関する業務を行っていたこと及び⑤同被告においても、亡忠司がこのような業務を行っていたことを認識していたこと、がそれぞれ認められる。

上記各事情に、石綿の危険性等及び被告ニチアスは、石綿を長年にわたって取り扱ってきており、本件期間に至るまで種々の取組みをしてきたことをも総合勘案すれば、同被告は、亡忠司に対し、石綿による危険を管理し、その危険に対する安全対策を取ることができる地位にあったものであり、雇用関係に準じる特別な社会的接触の関係が存するものと認められることができる。

したがって、被告ニチアスについても亡忠司に対し、安全配慮義務等を負うものと認められる。」

そして、この安全配慮義務等の前提として認識すべき予見義務の内容は、

「生命、健康という被害法益の重大性にかんがみ、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危惧があれば足り、必ずしも生命、健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はないというべきである。」との判断を判決は示した。

つまり、たとえば石綿が石綿肺を起こすことはわかっているにもかかわらず、肺がんや中皮腫との関連性が証明されていないから、肺がんや中皮腫の予見義務がない、というような手前勝手な言い分は通りませんよ、と

いう訳である。

## 予見可能性

石綿による健康被害に関する知見と法規制等の歴史的経緯についての膨大な事実認定と上記の安全配慮義務等についての判断を踏まえて、予見可能性については次のように判断した。

「・・・石綿粉じんが人の生命、健康を害する危険性を有するものである以上、被告日通は、石綿原料や石綿製品の運搬等を行う事業者として、昭和35年にじん肺法が施行されたこと等の経過を踏まえ、本件期間（筆者注 忠司さんの従事期間1969年7月1日から1971年8月31日）までには、石綿に関連する法規制を把握し、これに従うことはもちろん、十分に情報収集をするなどして、石綿粉じんの健康被害等の危険性や対策について把握することは可能であったし、これを行うべきであったと解するのが相当である。

また、被告ニチアスは、本件期間当時、当時の社名（日本アスベスト株式会社）からも明らかなように、明治29年に創業され、また、その80年の歴史を記し、昭和48年に刊行された書籍（甲B28）の「前書き」において、当時の代表者が、「日本アスベスト株式会社の歴史を書くことは、日本における石綿工業の歴史を書くことに等しいと言っても過言ではない。」と記しているように、我が国において石綿を取り扱うトップ企業であったのであるから、上記石綿に関連する法規制を把握し、これに従うことはもちろん

//////  
ん、石綿原料のほとんどが海外からの輸入品であること及びすでに海外における研究が先行しているという事情に照らし、これらの研究成果をも含め、十分な情報を収集するなどして、石綿粉じんの健康被害等の危険性や対策を行うべきであったことは明らかである。

以上によれば、被告らについて、いずれも、本件期間当時、後記の安全配慮義務等の前提となる予見可能性があったと認められる。」

判決は、常識として当然とはいえ、トップ企業たるニチアスにそれ相応の高次元の予見可能性を認めた点が注目される。

## 安全配慮義務違反

判決は、安全配慮義務等を構成する具体的な各種義務内容（石綿粉じんの発生防止措置をとる義務、呼吸用保護具を適正に使用させる義務など）について、日通、ニチアスについてどうであったかについての判断を示した上で、日通について

「以上によれば、被告日通には上記認定の安全配慮義務違反等が認められ、被告日通が、これを履行していれば、亡忠司の石綿粉じんばく露が相当程度減少したものであるから、同被告の安全配慮義務違反等と亡忠司の中皮腫発症による死亡との間には、相当因果関係があると認められる。」とし、

ニチアスについては、

「以上によれば、被告ニチアスには上記認定の安全配慮義務違反等が認められ、同被告が、これを履行していれば、亡忠司の石綿

粉じんばく露が一定程度減少したものであるから、同被告の安全配慮義務違反等と亡忠司の中皮腫発症による死亡との間には、相当因果関係があると認められる。」と断じた。

## 吉崎さんの闘い

判決は、吉崎さんが衛生管理者であったことなどが減額事由にあたるとして損害額の1割を減額した。

そのほかは、ほぼ原告側の主張を認めたので、ほぼ全面勝訴といえる判決であった。

家族とともに穏やかで楽しいはずの定年後の生活を一変させ、命を奪おうとする病魔との闘いに、なかなか労災認定をしようとなしないうる労基署との闘いが重なった。

クボタショック後の2008年2月に認定基準が変更になり、中皮腫の場合、胸膜プラークなどの石綿関連所見がなくても、原則1年以上の曝露があれば認定されるようになったのだが、吉崎さんの請求時点では、石綿関連所見の確認できない、1年以上の曝露のある中皮腫事案は本省協議の対象とされ、認定は簡単ではなかった。

そのため、労基署の現場では、「解剖して関連所見が確認できないと認定できない」「認定のためには開胸検査が必要」といった行政側のきわめて理不尽な言い方がされることが多かった。

吉崎さんのケースも同様で、ずいぶん激しいやりとりをしなければならなかった。

また、クボタショック後に、中皮腫患者の通院費の支給基準が、患者・家族の声によっ

て大きく緩和された。吉崎さんも、その声をあげた一人だったが、結局は厚労省は変更された基準を吉崎さんに適用することを、不当にも拒否したという経緯があった。(新聞記事参照)。

苦しい闘病生活のなかでも、不当なことには筋を通そうとした吉崎さんとご家族の闘いは、結局、今回の原因企業に対する勝訴判決への道であったといえる。

多くの患者、家族のために戦った吉崎さんたちに深く感謝したい。

# 「石綿がん」通院交通費勝ち取ったのに

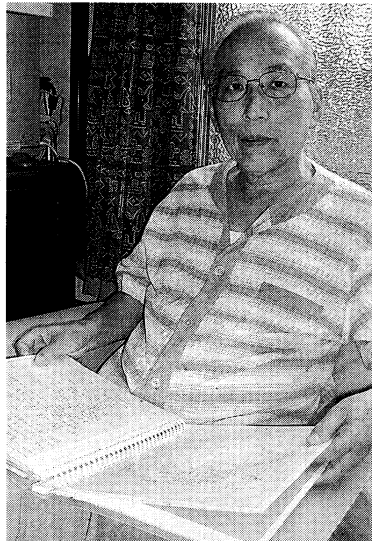
アスベスト(石綿)特有のがん「中皮腫」の専門医が身近におらず遠方まで通院せざるを得ない「石綿がん難民」。その交通費は厚生労働省通達(05年10月)で支給基準が拡大されたものの、通院以前に不支給決定が出ていたため、補償の枠から漏れた患者がいる。この問題を訴え、政府方針を改めさせた功労者で、遺族は「あまりに非情」と不支給決定の変更を求めている。

【大島秀利、写真】

昨年2月、67歳で亡くなった奈良市の元日本通運社 勤基準監督は昨年1月、眞、吉崎忠司さん。ニテア 不支給を決定。吉崎さんはス王寺工場(旧日本アスベ 約1カ月後、「交通費のスト、奈良県王寺町)に2 ことなど)後の事は頼む」年2カ月駐在した経験があり、02年に発症し、04年に と言いつつ死した。 決定後60日以内に労基署

労災認定された。 吉崎さんは、自宅から約 100m離れた兵庫医大 (兵庫東西宮市)などに通 院。03年2月・04年8月の 72回分の交通費計約45万円 分について、04年10月に労 災請求した。ところが、原 則的に自宅から4km以内 にか、遠方でも隣接市町村へ 訴え、当時の尾辻秀久・厚 労相が対応を約束。昨年10

## 功労者に支給なし



遠方への通院交通費の支給を訴えた故 吉崎さん—奈良市の自宅で04年9月

奈良の 男性 怒る 遺族「非情だ」

月、同省は全国7地域の各合、仮に通達後に請求して 地域内に限って、遠方交通 費の支給を認める通達を出 した。 月未、吉崎さんのケースに ついては「不服審査請求期 限を過ぎていたので出さな い」と通告。吉崎さんの場 合、仮に通達後に請求して 地域内に限って、遠方交通 費の支給を認める通達を出 した。 月未、吉崎さんのケースに ついては「不服審査請求期 限を過ぎていたので出さな い」と通告。吉崎さんの場 合、仮に通達後に請求して 地域内に限って、遠方交通 費の支給を認める通達を出 した。

かけて治療に望みをつな ぐ。不支給はそんな気持ち を全く理解していない」と 憤りを隠さない。 支援に取り組み患者団体

## 新規定前の決定覆らず

# 診断から9度目の春、勝訴判決までの道のり

吉崎 和美

あれから9年の歳月が流れました。父が「悪性胸膜中皮腫」との診断を受けた平成14年の桜の季節から9度目の春に、裁判に勝利することができました。悪夢の瞬間から判決のときまでの道のりは緊張の連続でした。振り返ってみると、人生とはかくも難しいものなのだろうかと何度思ったか知れません。

聞いたこともない病名に戸惑い、その病気の過酷さに慄然とした闘病生活でした。それでも父は必死に病と闘う姿勢を貫き、家族はいつも傍らで見守り続けました。そのことに対して亡くなる少し前に、家族全員に父は感謝の言葉を述べてくれました。そして、「残された時間はもうそんなに長くはないと思うが、もう少し頑張らせてほしい」と言った時のいろんな感情の入り混じった父の眼差しを私は忘れることなく今日まで生きてきました。最後の最後まで道しるべとなって私たち家族を前へ前へと導いてくれました。

そんな父が果たせなかったことが補償問題でした。亡くなる直前まで会社と交渉してきましたが、力尽きてしまったのです。あの時の父の苦しみ、悔しさに満ちた瞳も私は忘れることができません。生前の父の姿は、その後の私たち家族の進むべき道を切り開いていくことになりました。

平成20年2月14日、父が42年間勤めた

日本通運とアスベスト曝露の現場であったニチアス(王寺工場)を相手に裁判を起しました。私たち家族にとっては大きな決断でしたが、必然でもありました。提訴をした春、私は大阪地方裁判所の1010号法廷に立って意見陳述をしました。陳述の最後で父の思いを代弁するべく次のように述べました。

「かけがえのない大切な命が、企業の利益や国の繁栄のために蔑ろにされたのです。一番に尊重されるべきはずの命が奪われたという事実に対して、会社は謝罪もせず、真正面から向き合うことなくこのアスベスト問題をなおざりにしています。私はこのことがどうしても許せません。自らが加えた危害を省みず、人命を軽視し、利益をすべてに優先させるという企業の基本姿勢こそが、社内には労働災害を引き起こし、社外にもアスベストを飛散させ環境汚染を引き起こし、その結果多くの人が健康被害を受けてきたのだと思います。そして、残念ながら今後もその健康被害を避けることができないという事実を企業はしっかりと肝に銘じ、過去を振り返って検証し、その解決のために積極的な対応をとるべきです。」

3年を費やした裁判の中で「苦悩」することが何度かありました。アスベスト曝露の状況や現場を立証するために、「どうしたらいいのだろう」と悩み、「残された私たちで

////////////////////

は何ともできない」という事実には苦しみました。自分たちの無力さを痛感した時には涙しました。心が悲鳴をあげそうになりました。労災申請を父と一緒にした時のことを必死に思い出し、父が話していたことを一生懸命思い出し、父が書き残したものを手がかりに真実を追い求めていきました。また、証人として法廷に立つことが決まっただけからは、父が書き残した書類、闘病記録、手帳などに目を通すという作業をしました。それらを読んで、あの時の父は何を思っていたのだろうか、どんなに辛かっただろうか、もっとこうしてあげればよかったとか、様々なことが頭をよぎるのです。闘病中のことだけではなく、子どもの頃に一緒に遊んでもらった時の若い頃の父の姿までも思い出したりして、大きな喪失感に陥るのです。私の姉もきっと同じような思いをしていたと思います。姉が記した陳述書には次のような文章があります。「父は、最後まで意識がはっきりしていたようで、死の恐怖が迫ってくる中で頑張り抜いたと思います。私たち家族は、強く大きな存在であった父を頼りきってこれまで生活してきました。中皮腫という病気に苦しめられて弱ってはいても、父は私たちの支えであり続けました。そんな父がいなくなるという現実には想像もつきませんでした。アスベストというものがこんなにも人の身体を蝕み痛めつけ、絶望の淵へとおとし入れるのかということが思い知らされました。私たちは、何故こんなひどい目にこの父があわなければならなかったのかというやり切れなさをいつも感じてきました。」

私たち家族はこの裁判について、家の中で話し合うということはこれまでほとんどしてきませんでした。すればつらくなるのはわかっていたので、それぞれに苦しみと向き合いひたすら耐え忍んできたと思います。このように気持ちの動揺の大きい裁判という闘いを終えて、平成23年3月30日に判決のときを迎えました。結果は、日通・ニチアス両社の責任を認めるという勝利判決でした。裁判長によって判決が言い渡されて勝訴したとわかって喜びの感情はすぐには沸き起こりませんでした。今から思えば、判決の一週間ほど前から必死に思い詰めていて脳が正常な働きをしていなかったようです。感情表現が乏しくなっていました。2日くらい経ってようやく思考回路がつながり、改めて判決文を読み、まあよく頑張ったのではないかと思えるようになりました。少し肩の荷が軽くなったような気がしました。

大きな壁にぶち当たり、精神的に追い込まれることもありましたが、なんとかここまで辿り着くことができたのは、本当に多くの方々に応援していただいたからだと思います。悲しみを共有するアスベスト被災者は一緒にいて下さるだけで励みになりました。また、アスベスト問題に長く取り組んでこられた支援者の知識とこれまでの経験は大きなうねりとなって後押ししてくれたと思います。戦略を練って弁護していただきました先生方の仕事ぶりには本当に勇気づけられました。皆さまに応援していただいたこと感謝しております。本当にありがとうございました。



## 連載 それぞれのアスベスト禍 その13

### 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

#### 夫の命日が教えてくれた時効

3月11日午後2時46分、東日本の一帯が地獄絵図と化した。激しい揺れの後に発生した津波により、流されてゆく船・家・車・人。その後に襲った放射能の危機。こんなことが…と誰もが言葉を失った。

しかし、明日が考えられないような悲惨な状況の中でも、人々は懸命に立ちあがり、助け合い、支え合って明日に向かって頑張っている。震災から一カ月が経過した。復興にはまだまだ時間がかかるが、少しでも早くそれぞれの生活を取り戻せる日が来ることを願うばかりだ。

未曾有の大災害発生により、18日に予定されていた「石綿救済法の改正と対策の抜本の見直しを求める大集会」は中止となった。今年が石綿救済法が制定されて5年となり、救済法の見直しを求める動きが活発化していた矢先だった。見直しが必要な項目の中には、時効問題も大きく取り上げている。5年前の時効救済では、過去に遡り、一定の方の救済は行われた。しかし石綿新法が制定されたH18年3月27日以後に死亡された方が時効を迎えた場合は救済されない、という落とし穴があったのだ。「クボタ

ショック以後、十分に周知された」と厚生労働省はみなしているようだ。

私の拙文よりもはるかに解り易いので、以下に毎日新聞大島記者の記事を紹介する。

《アスベストを追う：

／17 時効 「全面救済すべきだ」》

これは泣き寝入りの合法化だと私は思った。アスベスト（石綿）関連がんの中皮腫患者の労災補償に適用される時効である。

この夏、「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」世話人の古川和子さん（57）に、奈良県田原本町の松尾聡さん（死亡時67歳）の遺族から電話があった。

「中皮腫で死にました。仕事で石綿を吸ったかもしれません。労災補償は可能でしょうか」「いつ亡くなりましたか」「昨日が5年目の命日でした」「えっ、本当ですか、昨日で時効ですよ」古川さんは絶句した。

労働者の仕事上のけがや病気は、国の管理する労災保険で手厚く補償される。ただし、時効規定があり、死亡翌日から5年で全請求権が消滅してしまう。松尾さんは相談が1日遅れ、遺族補償を受けられなかった。

それだけでない。死亡2年後にあたる3年前に、休業や治療費分、葬祭料の請求権も



なくなった。それらは2年で時効だからだ。

松尾さんは1951～54年、関西電力などの下請け企業でボイラーの修理に従事した。石綿をかき取っては吹き付ける危険な作業だった。44年後の98年、腹膜中皮腫が突然、発症した。

私は、44年という潜伏期間を想像した—なんと遠い記憶だろうか。この間、政府も会社も石綿の危険性を知らせていない。医師にしても中皮腫が労災になる可能性を知らせなかった。

遺族は私に話した。「何十年前の石綿のことで、しかも本人が死んでから、労災請求できるとは思いませんでした。連日のマスコミ報道がなければ、相談の電話もかけなかったでしょう」。同様に全国の支援団体で電話が鳴り響き、時効事例は約100件にのぼった。

今、政府は労災が時効になった人に、極めて限定的な給付しか考えていない。同会事務局の片岡明彦さん(47)は「患者側に非がありますか？中皮腫で稼げなくなり、治療ではさまざまな出費がある。多額な損失です。全面救済すべきだ」

訴えは胸に突き刺さる。【大島秀利】毎日新聞 2005年12月1日 東京夕刊

松尾さんの電話では本当に絶句した。「この様な事があるのか」とわが耳を疑った。すぐさま片岡さん、松尾さんの遺族と共に奈良県の病院を訪れて、カルテの閲覧を行った。カルテの中に記載されている内容を一言一句見落とすまいと必死で見た。そして目にしたのは中皮腫に間違いのないであろう

病理組織診断の項目だった。更には、レントゲン・CT写真を借りた。元同僚証言を得て、間違いなく労災だと確信しても、時効の壁が立ち塞がっている事の悔しさ。「絶対に許せない」と必死で訴えた運動の成果もあり、時限的に時効救済措置が実現した。

その後「今日が5年目の命日です」という電話が他にも有った。命日だから故人を偲んでいて相談のダイヤルを廻した、というのだ。

一般の人々が石綿と自身の病気を結び付けて考えることは困難だ。何十年もかかって発病する病気は、本人と家族がその原因を認識するまでは相当の時間が必要なのだ。

厚生労働省は、石綿労災は一般の労災事案と全く違うということを認めなければ、被害者は救済されない。



**お詫びと訂正**

関西労災職業病3月号3-4ページにおいて「IDC-10」との記載はすべて「ICD-10」の間違いでした。お詫びして訂正させていただきます。

# アスベスト報道ダイジェスト 2011年3月

3/2 クボタ旧神崎工場近くに住み、石綿肺を患った鶴谷詔量（きよかず）さん（昨年9月に69歳で死去）が、石綿健康被害救済法で国から救済対象として認定されたことが分かった。認定は先月24日付。鶴谷さんは、青石綿を使い水道管などを作っていた1957-75年ごろ、工場から約10Mしか離れていない自宅で生活していた。解剖結果によると、基準値の10倍以上の肺1グラム当たり約5800万本の石綿繊維が見つかった。石綿繊維の97%は青石綿だった。石綿健康被害救済法の救済対象者に、関連工場周辺に住み「石綿肺」を発症した住民が認定された。「石綿を扱う職場で労働しなければ石綿肺は起こりえない」という国際的な常識を覆すもので、識者は「国内の関連工場周辺でかなり高濃度の石綿粉じんが舞っていた可能性がある」と指摘している。石綿被害で国が規制権限を行使しなかったと訴えた国賠訴訟「大阪泉南石綿訴訟」（大阪高裁で係争中）で大阪地裁は昨年、労働者の健康被害には国の責任を認めたと、工場周辺の農作業者が石綿肺になったとの訴えについては被害を認めなかった。今回の認定は、この訴訟にも影響する可能性がある。クボタは昨年7月、石綿肺も救済法の対象疾患になったのを受け、石綿肺患者にも救済金を支払う方針を明らかにしている。

大阪府泉南地域のアスベスト工場の元従業員らが健康被害に対する国家賠償を求めている訴訟で、元従業員と遺族の計7人が、計約1億4000万円の賠償を求めて大阪地裁に追加提訴した。原告側弁護士によると、今回の追加提訴は第2陣の最終提訴になる予定という。原告数は1、2陣合わせて83人になった。

3/8 建設作業中に吸引したアスベストで健康被害を受けたとして、京都府内の労働者や遺族が集団訴訟に向けた原告団を結成した。国や建材メーカーに1人3850万円の損害賠償を求め、5月にも京都地裁に提訴する。提訴するのは、建設現場で大工や配管工として作業に従事し、肺がんなどにかかった50-70代の労働者や遺族10人。

3/10 アスベストによって肺がんや中皮腫になった被害者が原因に気付かずに死亡し、労災認

定の時効（死後5年）を理由に補償請求権を失ったケースについて、厚生労働省は今月27日以降の時効は救済を延長せず、打ち切る方針であることが分かった。石綿粉じんによる肺がんなどの潜伏期間は20-60年と長いと、患者が仕事との関係に気付かないことが多い。05年に時効の多発が表面化したため、救済法で、06年3月27日の施行日前に時効になったケースは救済を規定し、施行日以降は「十分周知した」として救済対象にしなかった。しかしその後も時効が相次ぎ、08年の改正で時限的に今月26日までの時効は救うと定めていた。石綿労災では03年ごろの年間の労災認定数に匹敵する109人が09年度に時効救済を受けている。通算での時効救済は1215人へのぼる。

3/22 泉南地域のアスベスト工場の健康被害を巡る国家賠償請求訴訟の控訴審が、大阪高裁であり、進行協議の形で、三浦裁判長らが来月18日、泉南市の旧三好石綿工場の跡地などを視察することが決まった。この工場近くで農業をし石綿肺で亡くなった南寛三さん（91）の遺族原告は1審・大阪地裁で訴えを退けられており、代理人弁護士らが工場の跡地周辺の検証を求めている。

3/30 日本通運社員としてニチアスの工場アスベストの運搬業務に従事し、退職後の中皮腫で死亡した奈良市の吉崎忠司さん（67）の遺族が、安全配慮を怠ったとして、両社を相手取り慰謝料など4678万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が、大阪地裁であった。田中敦裁判長は「飛散防止措置や安全教育を怠った」として両社に計2620万円の支払いを命じた。吉崎さんは69年から2年2カ月間、ニチアス王寺工場の倉庫に常駐して石綿の荷受けなどに立ち会い、石綿粉じんを吸った。両社はじん肺法などに反し、飛散抑制や防じんマスクの支給をしなかった。吉崎さんは退職後の02年に中皮腫と診断され、05年死亡した。日通は、現職社員の労災死亡には約3000万円の慶弔見舞金を支払っている。労災の中皮腫と診断された吉崎さんは労災補償はされたが、日通は退職していることを理由に慶弔見舞金の支給を拒否し、遺族が提訴した。裁判長は、ニチアスについても、吉崎さんとは「雇用関係に準じる関係」と認定。

## 安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshro@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshro/>

## 韓国からのニュース

### ■三星電子遺族と警備員衝突／故キム・ジュヒョン氏の父親、心臓ショックで手術

6日、三星電子本館1階で故キム・ジュヒョン氏など、三星電子で死亡した労働者の遺族たちと警備員が衝突した。この過程で、1月11日に三星電子の天安工場で自殺した故キム・ジュヒョン氏の父親キム・ミョンボク(56)氏は、心身に大きなショックを受けて江南聖母病院の集中治療室に入院、7日午後には心筋梗塞の手術を受けた。

6日の午後2時頃、三星電子の遺族たちの一行6人は、三星電子本館を突然抗議訪問した。この日は、2007年に三星電子で白血病で死亡した故ファン・ユミ氏の命日だった。

三星電子を訪問した一行の中には、ファン・ユミ氏の父親ファン・サンギ氏(56)、やはり白血病2005年に死亡した故ファン・ミンヌン氏の夫人チョン・エジョン(35)氏もいた。

遺族一行は三星電子本館建物の1階に入って、三星に対して家族の死を抗議し、三星グループの経営陣が直接説明することなどを要求した。これに対して20人余りの若い警備員が、遺族一行を乱暴に建物の外に押し出している映像も映っていると遺族たちは明らかにした。また、警備員らは暴言まで吐いたと言った。

この過程で一行のほとんどは打撲傷などを受け、特にキム・ミョンボク氏は心身に大きなショックを受けて倒れ、病院に後送されて心筋梗塞の診断を受けた。家族は、キム氏は普段狭心症や心筋梗塞を病んだことはないと話した。

キム氏は江南聖母病院の集中治療室で、

7日午後には心臓の血管を開いてこれを維持する手術を受けた。家族と一緒に医師に会った韓国労働安全保健研究所・執行委員長のコンユ・ジョンオク氏は、「血栓ができたり合併症が起きないかを観察するために、もう2～3日程度は集中治療室に留まって経過を見なければならぬ」という医師の所見を伝えた。

コンユ氏はキム氏について、「2ヶ月近く霊安室にいて、キッチンと食べることも休むこともできず、息子の死でストレスを受けた上に、警備員の無差別な暴力行使にショックを受けて倒れた」と説明した。

遺族たちと『半導体労働者の健康と人権を守るパノリム』は、9日まで『半導体電子産業労災死亡労働者追慕週間』を行う。これらは8日の午前11時から午後8時まで、三星電子本館に隣接した江南駅3番出口で広報活動をし、夕方からは市民に三星電子の労災死亡に関する動画を上映する。また、9日には三星電子の工場に近い水原駅広場で広報活動を行い、午後7時からは京畿地域の労働団体と市民団体が一緒にロウソク集会を行う。2011年3月7日 民衆の声 コ・ヒチョル記者

### ■日本の地震被害労働者も労災補償を受けられることができる／労働部、海外派遣勤労者災害補償対策班を稼働

最近のリビアの内戦事態や日本の大地震などで、海外に派遣された労働者への業務上の事故の危険が増加し、雇用労働部が『海外派遣勤労者災害補償対策班』を運営する。

労働部は17日に「労災保険は国内領域の事業に適用するもので、海外事業に派遣さ

れた労働者は除くのが原則」としながら、「しかし事業主が勤労福祉公団の事前の承認を受ければ、国内事業と見なされる」と説明した。現行産業災害補償保険法は海外派遣者の特例条項(122条)で、海外派遣労働者も産災保険の適用を受けられるようにしている。今年からは建設業の従事者も海外派遣時に産災保険に加入することができる。

公団によれば、リビアには10事業場に53人、日本には57事業場98人の労働者が、産災保険の事前承認を受けた。海外で産災の適用を受けようとするれば、事業主が、海外派遣労働者が出国する前までに、名簿と所在地、派遣期間などを記載した海外派遣者産災保険加入申込書を提出すれば良い。もし承認を受けられないまま派遣されても、加入申込書を受け付けた翌日から産災保険適用を受けることができる。2011年3月18日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

### ■交代労働者の睡眠障害に労災の判決／福祉公団、控訴／起亜車も有名弁護士事務所を使って補助参加

代表的な夜昼交代事業場である自動車業界の労働者の睡眠障害を、業務上災害と認定したソウル行政法院の判決を巡って、該当業者と労働者、勤労福祉公団が尖鋭な法廷での攻防を予告している。

29日、労働界によれば、ソウル行政法院は昨年12月、起亜自動車の組み立て工程の労働者チャン・ホ Chol(36)氏が、勤労福祉公団を相手に起した療養不承認取り消し訴訟で、原告一部勝訴判決を行った。この判決は、交代制勤務者の睡眠障害を業務上災害と認定した初めての判決として注目された。

行政訴訟で敗訴した勤労福祉公団はソウル高裁に控訴し、顧問弁護士でない外部の法務法人に訴訟を委任した。公団関係者は「従来、判例がない場合や、専門的・特殊的

懸案の場合、外部に事件を代理することもある」とし、「今回もこれに該当する」と説明した。懸案の重大さを勘案して、外部の専門家に事件を依頼したという説明だ。

今回の判決の実質的当事者ともいえる起亜車も対応した。起亜車は有名法律事務所2ヶ所に事件を依頼し、今回の事件の被告人である福祉公団を補助する『被告補助参加人』として、訴訟に参加させてくれという申込書を裁判所に提出した。起亜車は申込書で「起亜車の団体協約は、被災労働者に補償金・補助金などを支給することになっている」ので、「起亜車はこの訴訟の利害関係者として、被告を補助するために訴訟に参加する」とした。

金属労組起亜車支部によれば、会社側が産災訴訟に対応するために、大型法律事務所に事件を依頼したのは今回が初めてだ。会社側もやはり、今回の訴訟の結果が及ぼす社会的な影響に注目しているという意味と解釈される。被災労働者チャン氏を代理するイ・ハクチュン弁護士(労働法律院・法律事務所未来)は、裁判所に『被告補助参加申請に対する異議申請』を出した。イ弁護士は「起亜車の被告補助参加行為は、協約で『業務上災害から組合員を保護し、積極的に安全保護措置を取って事故を予防する義務』を自らに賦課したことに反する行為」で、「当然棄却されなければならない」と主張した。

事件当事者のチャン氏は、「毎日労働ニュース」との電話インタビューで、「会社側は睡眠障害の労災判決を個人の病気に限定させようとしているが、私の身体の症状は明確に夜昼交代に因る副作用」とし、「公団が控訴し、会社が被告補助参加人として訴訟に参加しても、睡眠障害の判決自体が逆転することはないだろう」と話した。2011年3月30日 毎日労働ニュース ク・ウニ

記者

■「君がいなくなった後『花が咲く春の日』は口ずさまないことにした」／三星白血病死亡労働者・故パク・チョン氏 1 周期

淡々と追悼の言葉を読んだ『半導体労働者の健康と人権を守るパノリム』のイ・ジョンラン労働者は、「三星が口止め用に出した白血病の治療費を、貧困のために断れず、白血病が産業災害であることをついに認められないまま、あなたはこのような痛みだけを残して、人生を苦痛の中で締め切った」という文句を読んで、ついに涙を落とした。

「南から梅が北上する真っ只中であつた3月の最後の端を踏んで、君が行ってしまったその日、その瞬間から、花が咲く春の日という言葉は滅多に口ずさまないことにした」。

韓国労働安全保健研究所のイ・ジョン氏も、泣き声で詩人パク・イルファン『梅は春を呼び起こさない』を朗読した。

昨年3月31日、三星の半導体工場で働き、白血病にかかって23才の花のように美しい年齢で亡くなった故パク・チョン氏の1周期追慕記者会見が、31日午前、ソウルの三星瑞草社屋本館の前で行われた。

三星半導体の器興工場でエンジニアとして働き、2005年に白血病で死亡した故ファン・ミヌン氏の妻チョン・エジョン氏は、「最先端の製品を作るという半導体ラインは、清浄なラインではない」。(三星半導体工場では)人に有害なベンゼン、放射線と有毒化学物質を管理なしで使用させた」と話した。チョン氏は「三星の巨大資本が、労働者をどのように踏みつけるのか、命の限り全世界に知らせる」と声を高めた。

1月に三星LCDの事業場内の寄宿舎で投身自殺した、故キム・ジュヒョン氏の父親キム・ミョンボク氏も記者会見に参加し、

「ジュヒョンは過労と成果を求める圧力で大変だと言っていた」。「80日も冷たい死骸のまま横になっているジュヒョンが、安心して目をとじて天国に行けるように切実に望んでいる」と話して、三星の責任ある態度と謝罪を要求した。

30分ほど行われた故人の追慕記者会見は『パノリム』の活動家と故キム・ジュヒョン氏の遺族、三星の解雇者パク・ジョンテ氏の献花を最後に、終わった。

警察が『不法集会』だとして解散を警告し、しばらく中断する場面もあったが、三星の警備業者の職員が本社の建物を取り囲み、多くの職員がこれを見守る中で終わられた。

梅は春を呼び起こさない

詩人 パク・イルファン

これ以上信じないことにした。

梅が咲けば春が遠くないという事実。

万古不変の真理と言っても、ないものはない。

これからは期待と希望など、抱かないことにした。

南から梅が北上する真っ只中であつた3月の最後の端を踏んで、

君が行ってしまったその日、その瞬間から、

花が咲く春の日という言葉は、滅多に口ずさまないことにした。

どんなに吹雪が吹き荒んでも、どんなに風雨が吹いても

生きている間に返事も聞けないまま、君は逝ってしまい

はかなく花が咲いても、視線は君を求めて空に向かうだけ……

いよいよ春だ。

美しいあなたの声を聞かせてやらないで、春がどうして春なのだろうか。

花がどうして花なのだろうか。  
君がいない地上では、とても一筋の日差しすら恥ずかしくて。  
花がたくさん咲いても、春の風が準備もなく冷え冷えしても  
花のようなもの、かわいがらないことにした。  
春のようなもの、見つめないことにした。

故パク・チヨン氏はカンギョン女子商3年に在学中であった2004年12月27日、三星半導体温陽工場に入社した。この工場では、外観検査とX線検査といった製品の不良の有無を検査した。

4組3交代が原則だったが、パク氏は事実上の2交代勤務に、2週の延長夜間勤務をする時もあった。つらい労働にもかかわらず、パク氏は「つらい仕事をするお母さんを少しでも助けたい」、「弟の大学の学費は私が出す」と言って仕事をした。

しかし三星に入社して2年7ヶ月目の2007年7月から下痢が止まらず、防塵服に下血する症状を示し、病院で治療を受け始めた。長時間労働で疲労が蓄積し、ストレスが溜まって免疫力が低下した。放射線と化

学薬品に曝露したためだった。

結局2007年9月に21才という花のように美しい年齢で白血病の診断を受けたパク氏は、5度の抗癌治療を受け、2008年4月には骨髄移植まで受けたが、移植後にも合併症を発症するなど、長期間の闘病生活をしなければならなかった。

2009年に勤労福祉公団に労災申請をしたパク氏は「高等学校の時までは風邪も一度もひかず元気だった私が、一瞬で生死の境を行き来する白血病にかかったということが夢のようで、三星を選んだ私が悔しくて後悔しかなかった」と話した。

パク氏は労災の承認を受けられないまま病状が急激に悪化し、昨年3月31日午前、23の若さで亡くなった。生前に彼女は「これ以上私のような病気にかかる人が出なくなるように望む」と話した。

「1年間余りの治療費だけで数千万ウォンを使い、苦しい状況で両親に親孝行をしようと、大学もあきらめて三星という大企業に就職したのに、3年もたたないうちに私に帰ってきた結果は、ドラマで見た白血病という恐ろしい病気でした」。2011年3月31日 民衆の声 ク・ドフィ記者



## アスベスト禍は なぜ広がったのか

日本の石綿産業の歴史と国の関与  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター編

日本評論社 A5判 248ページ  
定価 2520円

# 前線かゝ

## はつりじん肺損害賠償訴訟 第7回弁論期日

大 阪

3月24日の弁論期日には、原告のひとりである徳田さんが電動車いすで裁判所を訪れた。提訴前には自転車にも乗れた体であったが、徐々に無理のできない体になってきている。徳田さん自身もたいへん悔しそうにしているが、彼だけではなく、体調に不安を抱える原告は多い。普段から誰か調子を崩していないかと心配が尽きない。

さて、今回の弁論は、開廷前にバタバタしたことをのぞけば、弁論も淡々と進み短時間で終了した。2回の進行協議を通して先行きが少し明らかになってきたためであろう。

今までは各原告の主張する作業現場の認否にほとんどの時間を費やしてきたが、原告による客観的な証拠に基づく主張がなされていないことを理由に、「不

明」、「不知」という主張が、書面も提出せずに完全に無視という被告が多かった。また、原告の主張に少しでも事実とずれが生じていると否認してくる被告もあった。さらに「1990年以降」や、「1983年～2000年の間」などと時期が特定されていない作業現場についても被告からの積極的な認否に頼っていたが、被告の調査能力の限界も明らかになり、積極的に認否をする能力に欠ける被告に対応するため、今後は原告が客観的な資料を探ることになった。森組のように「すべて争う」と記載した答弁書を提出して以来なにも書面を準備してこなかった被告も作業現場の有無については回答してきたこともあり、裁判所も原告に対し、「新築であれば客観的な資料が何かある

でしょう」と、建物の持ち主に尋ねることや、調査嘱託を申し立てることによって資料を収集することを勧めている。

調査嘱託については期日後2週間以内に裁判所を通じて送ることになっているので、あまり時間がない。さらに、尋ねる相手が間違っていれば当然回答も出てこないし、ピントがずれても同じ結果になってしまう。そのため弁護団も弁論後すぐに準備に取り掛かり、原告との打合せを経てそれぞれ調査嘱託申立書をすぐに揃えた。嘱託先からの回答をもとに、5月18日に最後の進行協議が行われる予定である。

各原告の作業現場に関する議論はおそらくこれ以上ないと思われるが、次回までに総論部分、つまり被告の安全配慮義務違反等に関する主張についても書面を提出することになっている。作業現場について下請構造や原告の入場に関するより詳細な資料探しをする一方、いよいよ本件の論点である法律上の被告の責任に関する議論が始まろうと



しているのである。

今回も大勢の方が傍聴のために裁判所に来てくれた。毎回、半分以上は被告各社からの傍聴や、出廷したものの法廷に入りきれない被告代理人で占められている状況は変わらない。加えて原告本人の意見陳述の機会もなくなり、だいたい原告側傍聴人が少なくなるのではないかと心配していたところあったが、原告の仕事仲間でも、毎回欠かさず来てくれる方に加えて、はじめてきてくれた方や久しぶりに来てくれた方もあっ

た。また、中皮腫・アスペクト疾患・患者と家族の会から古川さんや世話人の後藤さんをはじめとする5名も傍聴に来ていただき、たいへんうれしかった。支援集会では参加者を少なく見積もって会場を確保したため、座る席が足りず、家族の会のみなさんに狭いスペースで立ちっぱなしで参加してもらうという不始末をやらかしたが、次回はもう少し広い会場を用意する予定なので、どうか次回もお誘い合わせのうえぜひともご来場をお願いしたい。

準備をしていた。

もともと2日間と例年と比べて1日開催日が少ないこともあり、今回は41件の相談にとどまったが、例年同様多い査証や家族問題以外にも、労働問題や、公的年金に関する事案、さらに予想されていた震災を理由とした休業に関する相談も東京から寄せられた。

当電話相談はアドバイスや情報提供だけで終わるのではなく、できるだけ解決に導かれるよう進められている。労働相談などは継続して対応することになっているほか、ドメスティック・バイオレンスに関する相談のように即座に対応し、その日のうちに被害者である外国人女性が保護されるなどの成果がみられた。しばらく連合大阪の事務所には外国人からの相談電話が鳴り続けることになるとは思うが、これも実績と成果がある故の副作用とあって、電話相談を担当する連合大阪なんでも相談センターは外国語にビビらずに積極的に対応していつてもらいたい。

防災相談については、過

次回期日

2011年5月26日(木) 15:00~

大阪地裁 202号法廷

## 外国人労働者なんでも電話相談開催

連合大阪

大阪

先月27日、28日に、恒例の「外国人労働者なんでも電話相談」が連合大阪で実施された。今年で14回目になるこの相談会には、毎年全国の外国人から相談電話がかかってくる。関東地方はもちろんのこと、場

合によっては東北地方からも相談がないとはかぎらない。特に本年は東北地方太平洋沖地震災害の影響で、在留期間の延長や、被災労働者の労働保険給付に関する相談に対応する必要があるかもしれないと直前まで

去の労災に対する会社の安全配慮義務違反を争いたいという中国人、就労中に指を切断する大ケガをしたにもかかわらず休業を認めてもらえないペルー人、障害補償年金を受給中であるが本国帰国後に受給できないのではないかとというブラジル人からの相談があった。後者2件は継続して安全センターで対応し、現在も継

続して取り組んでいる。特にペルー人の件は、事業所が療養補償給付について申請しておきながら、休業は一切認めないという不可解なケースであった。「片手で良いから工場に来てくれ」というほど人手が足りないというわけでもなく、そもそも従業員が2000人もいる大企業の大阪工場である。加えて運ばれ

た病院も外科や整形外科ではなく、切断した指先の縫合もせずに切り傷と判断されているため所轄労働基準監督署に傷病報告も提出していないことがわかった。休業補償給付の請求以外はもちろんのこと、今後は会社の姿勢を問うとともに後遺障害に対する補償についても争っていく予定である。

## 3月の新聞記事から

3/11 東日本で午後2時46分に大地震が発生、その後の大津波が被害を拡大した。M8.8が後にM9.0とされ、国内の観測史上最大と推定される。死者行方不明者多数。

経済産業省原子力安全・保安院によると、午後2時46分現在、北海道、東北、関東、中部地域にある原子力発電所と関連施設計29基のうち地震で運転停止したのは11基。宮城県の女川原発1-3号、福島県の福島第1原発1-3号、福島第2原発1-4号、茨城県の東海第二発電所。定期検査で停止中は8基で、福島第1原発4-6号、青森県の東通原発、静岡県の浜岡原発3号、新潟県の柏崎刈羽原発2-4号。運転中は9基で、浜岡4、5号、柏崎刈羽1、5、6、7号、泊1-3号機。また青森県の六ヶ所再処理施設は非常用ディーゼルで電力を供給している。

福島第一原子力発電所1-3号機で、運転が自動停止した後、「緊急炉心冷却装置（ECCS）」、除熱装置を停電時に稼働させる非常電源が故障。政府は原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を宣言し、原発から半径3KM以内の住民を「避難」させるよう地元自治体に指示した。対象は3万8千人。

3/12 福島第二原子力発電所の1、2、4号機で、原子炉格納容器の圧力抑制室の温度が100度を超え、冷却機能が喪失し、原子力災害対策特別措置法15条に基づき国に通報した。周辺住民の避難指示範囲を半径3KMから10KMにまで拡大した。対象は5万1207人。

1号機で水素爆発、建屋の外壁が壊れた。原子炉建屋内にいた東電社員2人、協力会社2人が負傷。原発から3KM圏内の双葉厚生病院の患者と職員90人以上が被曝した可能性。3人が除染が必要な被曝。東電は海水を注入を決断。避難対象

地域を福島第一原発は半径20KM圏内に、同第二原発は同3KMから10KM圏内に拡大した。

3/13 3号機から1.5KMの原発正門付近で、毎時882μmsvの放射線を検出。特措法に基づき、緊急事態の発生を国に報告した。3号機の原子炉に海水注入を開始。

自動停止した原発11基のうち、安定した「冷温停止」に至っているのは、福島第二3号機と女川1、3号機の3基。

東京電力は福島第一原発からこれまでに計11人の社員や協力企業作業員が病院に搬送され、うち1人が100msvを超えて被曝していたとした。

3/14 被曝した双葉厚生病院の関係者3人が、「除染」後の検査でも高い放射線量の値を示したため、第2次被曝医療機関に搬送された。患者の搬送に協力した消防隊員約60人のうち3人も、通常時の2倍程度の放射線が検出されたため、隊員60人の除染を行った。

3号機で午前11時ごろ水素爆発がおき建屋の天井が吹き飛び、東京電力の社員4人と、協力会社の従業員3人、それに3号機に水を入れる作業をしていた自衛隊員4人ら計11人が負傷した。うち1人が重傷、その他のけがの程度は軽い。うち社員など計6人が被曝。一時行方が分からなくなっていた自衛隊員6人と協力企業の社員1人の計7人は後にの所在を確認した。

3/15 2号機の圧力抑制プールが爆発し破損、さらに4号機でも水素爆発が起こった。福島第1原発の放射線測定値が、3号機付近で400msv、4号機付近で100msv、2号機と3号機の間で30msvに達し、第1原発から半径20-30KMの範囲内の住民に屋内退避するよう求めた。

厚生労働省は原発で作業にあたる人の被ばく線量の上限について、100msvから250msvに引き

# 3月の新聞記事から

上げることが認められた。官邸から事故対応に必要として要請があり、労働安全衛生法規則の例外として認められた。

第二原子力発電所について、東京電力は、4つある原子炉がすべて安全に停止したと発表。

- 3/16 東電は約70人の作業員を短時間ずつ交代で注水作業に当たらせている。3号機から白煙が立ち上り、官房長官は「3号機の格納容器が損傷し、放射性物質を含む水蒸気が放出された可能性が高い」と説明。4号機では同午前5時45分ごろ、原子炉建屋北西部付近から炎が上がっているのを社員が確認した。

官房長官は記者会見で、「福島第一原子力発電所の敷地の中で放射線を測定した値が、午前10時22分に3号機付近で1時間当たり400msv、4号機付近で100msv、2号機と3号機の間で30msvという結果が出ている。身体に影響を及ぼす可能性のある数値である」と述べた。

- 3/17 午前7時20分ごろ、3号機の原子炉建屋から再び白煙が上がった。建屋内の使用済み核燃料プールから放射性水蒸気が放出されているとみられる。2号機の電源復旧作業が、東電職員ら20人の手で始まった。被ばく人数を抑えるため、平時より少ない態勢。

へりからの作業に従事した19人の放射線量検査で、全員が1msv以下だった。警視庁の放水作業は、3人の機動隊員で3号機から約50Mの距離まで接近した高圧放水車で放水したが、開始から約5分後に放射線量を計測する機器のアラームが鳴り、作業を打ち切った。

自衛隊の放水作業をした約30人の放射線量を検査した結果、全員が5msv未満だった。

- 3/18 東電は外部電源復旧に向けた電源ケーブルの敷設に着手。約20人の作業員が従事。現場の放射線量は、外部電源の配電盤付近で毎時3msv、最も高い仮設配電盤近くで毎時20msvと高い。

経済産業省原子力安全・保安院は、原子力施設事故の国際評価尺度（INES）で1-3号機について、国内では最悪の5とする暫定評価の結果を発表した。

- 3/19 福島第一原発で復旧作業中の作業員（約500-600人）について、6人が従来の放射線の累積被ばく総量限度の100msvを超えた。同原発内では関連企業を含め279人が復旧作業中。東電は限度を150msvに引き上げ、作業員の放射線量の管理を徹底する方針。

- 3/20 100msv以上の放射線を受けた作業員は7人。作業に携わっているのは東電と子会社の東電工業、原子炉メーカーの東芝、日立のほか、鹿島、関電工やそれらの関係会社など。18日に米軍に借りた高圧放水車で3号機に放水したのも、東電工業の社員2人だった。電源の復旧作業では実際に作業できるのは技術を持つ70人程度。20人くらいずつ順番に作業。

- 3/21 作業員1人の被ばく量が従来の制限値100msvを大きく上回り、150msvを超えた。

- 3/23 6号機は、同日までに非常用電源から外部電源に切り替え、5号機に続き原子炉が制御できる状態になった。

福島第一原発2号機で18日午前10時半ごろ、1時間当たり約500msvの放射線量を計測した。東電社員ら2人が点検で近づいたところ、約

5分間で50-60msvを計測した。

- 3/24 東京電力福島第一原子力発電所3号機のタービン建屋の地下で作業していた協力企業の3人が被ばく。40-50分間の被ばく量が173msvから180msv。くろぶしまで水につかかって作業して足が汚染された。水たまりの放射性物質の濃度が1立方センチ当たり約390万ベクレルに上った。水表面は1時間当たり400msv。うち関電工社員の2人は県立医大付属病院に搬送された。

3人を含め、累積被ばく線量が100msvを超えている作業員はで計17人となった。

- 3/25 北沢俊美防衛相は記者会見で、原子力災害に対処する自衛隊員が死傷した際に支払う「賞恤金」（見舞金）を通常の1.5倍に引き上げたことを明らかにした。24日に関係訓令を改正し、原子力災害派遣命令が出た11日までさかのぼって適用する。今後の別の原子力災害派遣にも適用される。

- 3/26 東京電力福島事務所は1号機のタービン建屋地下の水たまり付近の空気中の放射線量を1時間当たり200msvとしたのを、計測したのは24日で放射線量は1時間当たり約60msv、空気中は同約25msvと訂正した。

文部科学省の放射線審議会は、国が緊急作業従事者の被ばく線量限度を100msvから250msvに引き上げたことについて、「上限値でも健康影響は最小限に保たれていることを事故現場の皆さまにご理解いただきたい」とする声明を発表した。

- 3/27 2号機のタービン建屋地下で見つかった汚染水の水面から、毎時1000msv（1sv）以上の放射線量が検出された。測定限界を超えたため正確な値が分からないという。3号機でも水面の放射線量が毎時750msv。

- 3/28 福島第一原発で復旧作業中に被ばくした作業員3人が放射線医学総合研究所（千葉市）を退院した。皮膚にやけどの症状は出ておらず、「治療は必要なかった」としている。

原子力安全・保安院の検査官が会見し、東京電力福島第一原発の敷地内で復旧作業に当たる作業員の状況を「作業環境は厳しい」などと語った。原子力保安検査官事務所の横田一磨所長は22日に原発施設内に入り5日間駐在。現地には約400人の作業員があり、原子炉建屋近くの「免震重要棟」という建物で寝起きている。建物内でも1時間当たり2-10μmsvの放射線量があるため、放射線を遮る鉛が入ったシートを床に敷いている。食事は1日2回。朝にビスケット30枚程度と小さな野菜ジュース1本、夜は非常用のレトルトご飯と缶詰一つ。当初は飲料水も限られ、1人当たり1日ペットボトル1本（1.5リットル）だった。作業は、全身を放射線から守る防護スーツに全面マスクで行う。手袋を二重にし、靴にはカバーを着けている。作業ができない夜はミーティングを一本締めて終了後、会議室や廊下、トイレの前などで毛布にくるまり雑魚寝をしている。敷地内に滞在した5日間で計883μmsvの被ばくをしたという。

筒井信隆副農相は参院予算委員会で、東電福島第一原発事故による農作物被害の補償について「厳密に計算すると時間がかかる。仮払いを早急にすべきだ」と述べ、損害額を確定する前に立て替え払いする方針を示した。